

令和8年度  
錦江町「書かない窓口」システム構築及び運用保守業務委託  
公募提案型プロポーザル実施要領

1. 目的

本業務は、錦江町（以下「本町」という。）における、住民の視点に立った質の高い窓口サービスを提供するため、「書かない窓口」を実現し、住民サービスの向上を図るとともに、窓口業務の効率化とサービスの平準化により、職員の負担を軽減することを目的とする。また、本仕様書に記載の要件等は、現時点で本町が想定する内容である。このため、より有効と考えられる要件や機能等については、本仕様書の内容に必ずしも拘らず、積極的な提案を受け付けるものとする。

2. 業務概要

(1) 業務名

令和8年度 錦江町「書かない窓口」システム構築及び運用保守業務委託

(2) 業務内容

別紙「令和8年度 錦江町「書かない窓口」システム構築及び運用保守業務仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 委託金額

22,699千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

(5) 契約の方法

① 契約の締結

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、公募提案型プロポーザル方式により選定された候補者との随意契約を行う。

② 契約保証金

錦江町契約規則（平成17年規則第26号）第35条の規定に基づき、契約保証金を納付しなければならない。ただし同規則第37条の第1号から第10号の規定に該当する場合は、免除とする。

### 3. 参加資格

本業務に参加できるものは、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人格を有し、委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続きの開始申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 税等の滞納がないこと。
- (5) 錦江町が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 28 年告示第 35 号）第 3 条各号に該当していないこと。

### 4. 公募手続きに係るスケジュール

	実施内容	実施期間
1	公募内容の公告	令和 8 年 4 月 20 日（月）
2	質問受付期間	令和 8 年 4 月 24 日（金）17 時
3	質問回答期限	令和 8 年 4 月 28 日（火）
4	参加申込書の提出期限	令和 8 年 5 月 6 日（水）17 時
5	企画提案書の提出期限	令和 8 年 5 月 13 日（水）17 時
6	プレゼンテーション及び審査	令和 8 年 5 月 18 日（月）
7	審査結果の通知	令和 8 年 5 月 19 日（火）

### 5. 質問の受付及び回答

質問の受付は下記のとおりとする。

#### (1) 受付フォーム名

質問書【令和 8 年度 錦江町「書かない窓口」システム構築及び運用保守業務委託】  
（フォーム第 1 号）

#### (2) 提出方法

下記の二次元バーコード又は URL から提出すること。なお、電話や窓口訪問による口頭での対応は行わない。



<https://logoform.jp/f/9wD6u>

(3) 提出期限

令和8年4月24日(金)17時まで

(4) 回答方法

令和8年4月28日(火)までに、質問者へ電子メールにて回答するほか、錦江町ホームページに掲載する。

6. 企画提案参加申込について

(1) 受付フォーム名

事業実施参加申込【令和8年度 錦江町「書かない窓口」システム構築及び運用保守業務委託】(フォーム第2号)

(2) 提出方法

下記の二次元バーコード又はURLから「事業実施参加申込書(様式第1号)」をPDF形式で提出すること。なお、電話や窓口訪問による口頭での対応は行わない。



<https://logoform.jp/f/Mgccc>

(3) 提出期限

令和8年5月6日(水)17時まで

7. 企画提案書等の提出

(1) 受付フォーム名

企画提案書等【令和8年度 錦江町「書かない窓口」システム構築及び運用保守業務委託】(フォーム第3号)

(2) 提出ファイル等

提出事項は、下記のとおりとし、添付ファイルはPDF形式とする。

ア. 会社概要

イ. 業務経歴

ウ. 登記事項証明書

最終頁の余白に、下記の文言を記載・押印したものに限り。

「これは原本と相違ない事を証明する 令和 年 月 日 (社印)」

エ. 税等の納税証明書(未納のないことがわかる証明書)

オ. 企画提案書(様式任意)

カ. 参考見積書(様式第2号)

キ. 暴力団排除に係る誓約書(様式第3号)

ク. 実施体制

## (2) 提出方法

下記の二次元バーコード又は URL から提出すること。なお、電話や窓口訪問による口頭での対応は行わない。



<https://logoform.jp/f/b4vFC>

## (3) 提出期限

令和 8 年 5 月 13 日 (水) 17 時まで

## 8. 選定方法

企画提案書を基にプレゼンテーションによる審査を行う。選定審査委員は提案書類、プレゼンテーション及び質疑応答等、評価基準に基づき評価し、優先候補者を選定する。

なお、本業務において、提案事業者が 1 者のみの場合であっても、審査会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

### (1) プレゼンテーション審査

ア、日時 令和 8 年 5 月 18 日 (月)

イ、場所 錦江町役場庁舎内 (※オンラインでのプレゼンテーションでも可。)

※時間と場所の詳細については、参加申込後にメールにて通知します。

### (2) プレゼンテーション実施方法

ア. 1 事業者あたり、プレゼンテーションの時間を 25 分 (説明 15 分、質疑 10 分) 以内とする。

イ. 1 事業者につき、3 名までとする。※パソコン等の操作員も含む

ウ. プロジェクターの使用も可能であるが、提出した企画提案者に基づき説明を行うこととし、追加での資料配布は認めない。なお、プロジェクター及びスクリーン、Zoom のホスト (主催) は本町が用意するが、インターネット回線やパソコン等の機器については応募者が用意するものとする。

### (3) 評価基準 別表「評価基準」のとおり

## 9. 結果の通知

選定結果は、全ての提案者に対して、審査結果通知書を電子メールで通知する。

なお、審査結果について、一切の異議申し立てはできないものとする。また、個別の事業者の審査、選考過程などの内容についての問い合わせには、回答できない。

## 10. 事業者の決定及び契約

選定委員会にて順位付けした最上位者を優先候補者とし、業務委託契約を締結するものとする。契約内容及び金額については、企画提案内容、見積書を精査し、双方協議の上決定する。

## 11. 注意事項

(1) 受託者は、業務の全部を第三者に再委託することはできない。

## 12. その他留意事項

(1) 本提案に係る一切の経費は、提案事業者の負担とする。

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、企画提案を無効とする。

(3) プロポーザルは、候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の本業務において、必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

(4) 提出されたすべての書類の所有者は本町にあるものとし、提出された資料の返却はしない。

(5) 情報公開請求があった場合は、錦江町情報公開条例（平成 17 年条例第 13 号）の規定に基づき情報を開示することがある。なお、企業が秘密とすべき事項がある場合は、あらかじめ当該事項を特定し、意思表示をすること。

## 別表 評価基準

審査における評価項目及び審査事項は以下のとおり

評価項目	審査事項	配点
基本的な考え方	事業目的と期待する効果についての理解や考え方	20 点
業務内容	業務委託仕様書（事業目的）に沿った提案	20 点
	効果的かつ現実性の高い提案	20 点
実施体制	IT・業務改善・セキュリティに関する専門知識と実績を有し、業務運用と安全なシステム管理を適切に行える人員の配置	10 点
業務実績	行政向けシステム構築等の実績	10 点
見積金額	事業費の妥当性	10 点
ヒアリング	課題の問題点を把握し、積極的に取り組む姿勢や意欲	10 点
合計点		100 点